

○内閣府令第三十八号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十六条並びに第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第一号中「の属する世帯の全員の住民票の写し」を「の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」に改める。

第六条第三項第一号中「の属する世帯の全員の住民票の写し」を「の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児

童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」に改める。

第八条中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）」を「住民基本台帳法」に改める。

第十二条第一項の表第一条の四第二項第一号の項を次のように改める。

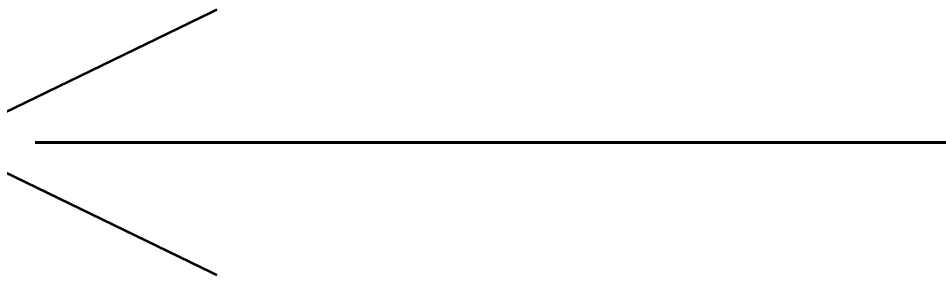
第一条の四第二項第一号	支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童	公務員である一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）及び児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）
-------------	---	---

第十二条第一項の表第六条第三項の項を次のように改める。

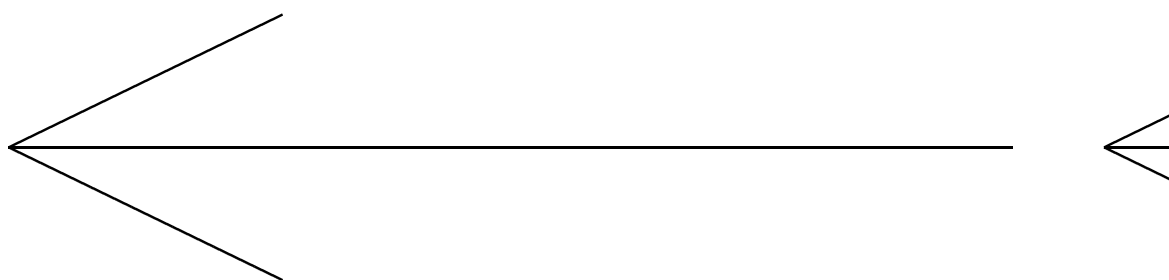
	<p>当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童</p>	<p>その者が世帯主である場合にはその旨、その者</p>
<p>第六条第三項</p>	<p>前項</p> <p>添えなければならない</p>	<p>前二項</p> <p>添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない</p>
<p>当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、</p>	<p>公務員である一般受給者又は</p>	

様式第二号を次のように改める。

	当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童	その者が世帯主である場合にはその旨、その者
--	-------------------------	-----------------------



様式第三号を次のように改める。

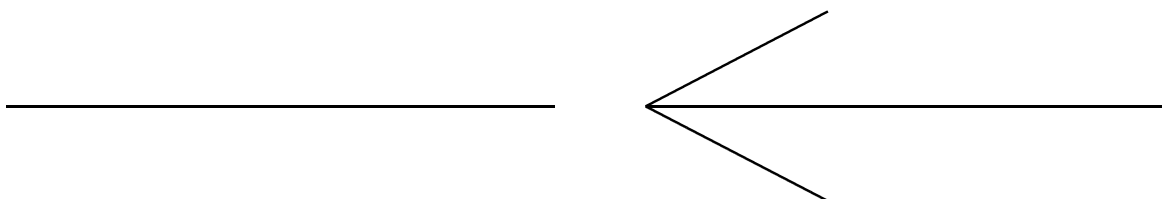


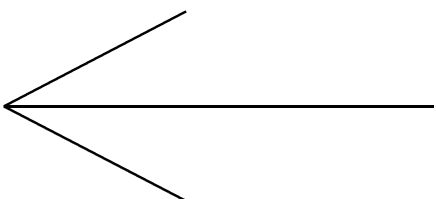
様式第四号（裏面）注意①中「提出してください。」のトに「なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。」や「^②」の属する世帯の全員の住民票の写し」や「の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」と改める。

様式第五号（裏面）注意⑤中「情緒障害児短期治療施設」や「児童心理治療施設」に「^③」同様注意①中「支払希望金融機関・口座番号」を「支払希望金融機関・支店名・口座番号・口座名義」と改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第七号を次のように改める。





様式第八号（裏面）注意4中「の属する世帯全員の住民票の写し」や「の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」に定める「提出してください。」のとおり「なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によつて市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。」を記す。

様式第九号（裏面）注意3中「情緒障害児短期治療施設」や「児童心理治療施設」に定める。

様式第十四号中「第22の2」や「第20条」に定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。